

訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

1 事業概要

看護職員と介護職員が、要介護者又は要支援者の自宅を訪問し、浴槽を自宅に持ち込んで入浴の介護を行い、利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持等を図るサービス

2 人員，設備基準の概要

(1) 人員基準

職 種	員 数	
看護師又は准看護師	1人以上	うち1人以上は、常勤でなければならない。
介護職員	2人以上 (介護予防のみは、1人以上)	
管理者	常勤専従1人 ※管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務，又は同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事可	

(2) 設備基準

面 積 等
<p>① 事業の運営を行うために必要な広さの専用区画 ※ 専用の事務室が望ましいが、間仕切り等の区分がなされ、他の事業の用に供するものと明確に区分がされている場合は、他の事業と同一の事務室でも可。</p> <p>② 利用申込の受付，相談等のスペース及び浴槽等の備品，設備等を保管するために必要なスペース</p> <p>③ 指定訪問入浴介護に必要な浴槽（身体の不自由な者が入浴するのに適したもの），車両等（浴槽を運搬し，又は入浴設備を備えたもの）の設備，備品等及び手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等</p>